

渡名喜村ふるさと寄附金条例

平成20年12月24日
条例第15号

(目的)

第1条 この条例は、温もりの里 渡名喜村を愛し、渡名喜村のまちづくりを応援したい個人、法人又はその他の団体から寄附金を募り、これを財源として、さまざまな人々の参加協力により事業を行うことで、喜びと潤いのある個性豊かで活力あるまちづくりに資することを目的とする。

(事業の区分)

第2条 前条の目的を達成するための事業は、次の各号のとおりとする。

- (1) 自然環境保全及び緑化の推進に関する事業
- (2) 保健・福祉のまちづくりに関する事業
- (3) 未来を担う子どもの教育及び少子化に関する事業
- (4) その他、活気あふれる渡名喜村にするために村長が認める事業

(基金の設置)

第3条 前条に規定する事業に充てるため寄附者から收受した寄附金を適正に管理運用するため、渡名喜村ふるさと基金（以下「基金」という。）を設置する。

(寄附金の指定等)

第4条 寄附者は第2条各号に規定する事業のうちから、自らの寄附金を財源として実施する事業をあらかじめ指定できるものとする。

2 この条例に基づいて收受した寄附金のうち、前項に規定する事業の指定する事業の指定がない寄附金については、第2条に掲げる事業の中から、村長が事業を指定するものとする。

(寄附者への配慮)

第5条 村長は、基金の積み立て、管理処分及びその他基金の運用に当たっては、寄附者の意向が反映されるよう十分配慮しなければならない。

(基金への積み立て)

第6条 基金として積み立てる額は、第4条の規定により寄附された寄附金の額及び基金から生じる収入をもってこれに充てる。

(基金の管理)

第7条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(基金の収益処理)

第8条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上し、この基金に編入するものとする。

(基金の処分)

第9条 基金は、その設置の目的を達成するため、第2条各号に規定する事業に要する費用に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(基金の繰替運用)

第10条 村長は財政上必要があると認めるときは、確実な繰り戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(運用状況の公表)

第11条 村長は毎年度の終了後6ヶ月以内にこの条例の運用状況について、議会に報告するとともに、渡名喜村の広報誌及びホームページで公表しなければならない。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、基金の運用について必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。